

発委第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

令和2年9月23日提出

北栄町議会議会運営委員会  
委員長 秋山修

理由

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の悪化に対し地方税財源の確保が必要なため。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の減少が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月23日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	総務大臣	厚生労働大臣
大臣	経済産業大臣	内閣官房長官	経済再生担当大臣	まち・ひと・しごと創生担当大臣	